

○証券金融会社に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第四十五号)

改 正 案	現 行
<p>(別紙様式1)</p> <p>第 期営業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; margin: 0 auto;">社印</div> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 所在地 _____ 代表者の役職氏名 _____ ㊟</p> <p>1 業 務 の 状 況 (略)</p> <p>2 経 理 の 状 況 (略)</p> <p>3 個人情報保護に関して講じている措置の実施状況</p> <p>(1) 安全管理措置等の実施状況</p> <p>----- ----- -----</p> <p>(2) 特別の非公開情報の目的外利用を防止する措置の実施状況</p> <p>----- ----- -----</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p>第 期営業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; margin: 0 auto;">社印</div> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 所在地 _____ 代表者の役職氏名 _____ ㊟</p> <p>1 業 務 の 状 況 (略)</p> <p>2 経 理 の 状 況 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p>

3 個人情報保護に関して講じている措置の実施状況

(1) 安全管理措置等の実施状況

取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置について記載する。

(2) 特別の非公開情報の目的外利用を防止する措置の実施状況

取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置について記載する。

(新設)